

# 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第4回） 議事録

1. 日 時：平成26年7月30日（水）10:29～12:05

2. 場 所：合同庁舎8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
神門 典子	国立情報学研究所情報社会相関研究系教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	株式会社日本経済新聞社文化部記者

（オブザーバー）

菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー
-------	------------------

（内閣府）

稲田 朋美	内閣府特命担当大臣
後藤田 正純	内閣府副大臣
幸田 徳之	大臣官房長
笹川 武	大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

- 資料1 欧州諸国における公文書館等視察報告
- 資料2 歴史資料として重要な公文書等の収集について
- 資料3 国立公文書館における情報発信の状況について
- 資料4 公文書等のデジタルアーカイブ化について
- 資料5 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する中間提言（骨子案）
- 資料6 「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査」の進め方について（案）

参考資料1 新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

参考資料2 稲田内閣府特命担当大臣による衆議院及び参議院議院運営委員長に対する申入れ

参考資料3 稲田内閣府特命担当大臣による申入れに対する衆議院議院運営委員長の回答

参考資料4 公文書管理の在り方等に関する有識者会議 最終報告（平成20年11月4日）（抜粋）

○老川座長 ただいまから第4回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開催する。

議題に先立ち、本日も稲田大臣に出席いただいているので、御挨拶いただく。

○稲田大臣 「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」の委員におかれては、本日も御出席をいただき、感謝申し上げます。私は、7月17日から24日までの日程で、イタリア、ポルトガル、イギリスを訪問した。それぞれの国において、合計4カ所の公文書館を視察し、公文書の保管・利活用状況を視察させていただいた。また後ほど概略を報告するが、展示、教育に工夫を凝らして、我が国においても青少年を含めた国民による公文書館の利用促進に取り組む上で大変参考になった。本日の検討会議においては、収集機能、また情報発信機能などとともに、中間提言の骨子案について御議論をいただく。本日の会議においても、国立公文書館の機能・施設、両面にわたる充実策について、忌憚のない御意見を、活発な御議論をいただくことをお願い申し上げます。

○老川座長 本日は同じく公文書管理を担当している後藤田副大臣にも御出席いただいている。

(報道関係者退室)

○老川座長 それでは、本日は議題が4件あるので、早速議事に入りたい。今、大臣の御発言にもあったが、イタリア、ポルトガル、イギリス、それぞれ大臣御自身が視察をされたので、御報告いただくこととする。

○稲田大臣 まず私のほうから御報告させていただき、詳細は事務方から補足をお願いしたいと思う。資料1について、イタリアのローマ、ポルトガルのリスボン、そしてイギリスのロンドンの公文書館、全部で4つの公文書館を視察した。まずイタリアでは、ローマの国立ローマ文書館と、ローマ中心部から5kmぐらい行ったところにある国立中央文書館の2つの文書館を視察した。

次のページの写真は、左2つが国立ローマ文書館の様子で、右の2つが国立中央文書館である。国立ローマ文書館は非常に歴史的な建物であり、また、左上の写真に中庭の部分が写っているが、その建物の中庭には、講演をするような場所にもなっていて、夏は屋外で毎週のようにコンサートなどを行っているようである。また、13世紀に建てられた大学の建物を公文書館として利用している。そして、左下の写真は中世のローマの病院の由来を記した文書であるが、単に美しいだけではなく、その内容からは中世ローマの社会生活、建築様式がうかがえるものであり、公文書自体をストーリーの中で位置づけて、「生きた歴史」に触れさせる非常に好事例であったと思う。そして、右側の国立中央文書館は、イタリア統一以降の中央官庁で作成された文書を保存しており、この建物自体がファシズム時代の軍部の司令部などを置くはずだった建物であったと伺ったが、都市計画上重要な場所に立地しているこの建物を、現在は国立中央文書館として使用していること自体が公文書の重要性をとっても象徴的に表している、公文書を重視する姿勢が伝わってくる建物であった。非常に興味深かったのは、右下のマルテッリ閲覧室責任者の説明の中で、この公文

書館の中に学校があり、各省庁担当者の研修の実施や大学生のインターンなどを受け入れており、そこで一定のカリキュラムを終えると修了証を交付できるようにしている。

また、文書管理のための組織が各行政機関の中にあり、監視委員会という文書の管理等について検討する委員会のようなものがあり、そこへ公文書館の職員を派遣しているということであった。また、大統領府、議会、外務省、軍の文書は別に保管をしていて、公文書館では管理をしていないということであった。

4 ページ目、ポルトガルのトーレ・ド・トンボ国立公文書館は、リスボンの中心部から約5kmのところであり、1755年のリスボン大地震によって文書を保管していた建物が倒壊した後、それまで文書を分散管理していたものから、ここに文書を集約することとなった。そして、ここでは学校の見学を積極的に受け入れ、約1,000万人のポルトガルの人口のうち、1万人の子供たちが年間訪問をしているとのことであった。またポルトガルでは、デジタル化について、非常に大きな課題として取り組んでいる様子がうかがえた。議会と外務省の文書は別に管理をしている。本年5月に安倍総理が日本の総理大臣として初めてポルトガルを訪問され、首脳間で交流強化が確認されているところである。ポルトガルでは、私もクールジャパンの講演などをしたが、大変親日的で、CPLPというポルトガル語圏の会議に日本がオブザーバー参加することについて、若い女性から質問が出るほど、日本に対して非常に関心があると実感したところ。

5 ページにその写真があるが、ここでは公文書館を担当しているシャビエル文化担当副大臣と会談をした。様々な話をさせていただいたが、印象的であったのは、公文書館の職員数は国全体では322名、そのうちトーレ・ド・トンボには、アーキビスト、専門家が168名おり、専門家を数多く配置していると思った。また、副大臣との会談でも、デジタル化の問題を非常に重視していると感じるとともに、デジタル展示の活用などにも意欲的に取り組んでいる印象を受けた。

6 ページ目、イギリスではロンドン中心部から約16kmのところにある国立公文書館を視察した。7 ページ目にその建物の様子等があるが、本当にすばらしい建物で、非常に広々とした、中に噴水のあるようなところであった。この公文書館では、子供たちへの教育に熱心で、専門の部署があり、学校と協力をして20ぐらいの教育プログラムを作成したり、4歳～18歳の年間2万人に対して対面での授業、IT技術などを駆使した授業を実施していることを聞かせていただいた。様々なことを質問して議論が長くかかったため、展示を見る時間が余りなかったが、様々な工夫が凝らされており、企画は定期的に内容を入れかえていることなども聞かせていただいた。また、議会の文書は別に管理されている。

それぞれの国において様々な公文書の管理のやり方、そして教育にどのように用いているかについて伺った。また、どの国も非常に公文書館を重視していた。加えてイギリスは文化財というよりも公文書館は政府の透明性を確保するための重要なツールであるということに力点を置いている点などが印象に残ったところである。

○老川座長 事務局から、補足することがあればお願いしたい。

○笹川課長 大臣に非常に適切に御紹介いただいた。1点だけ、イタリアの学校について感想を交えて一言だけ申し上げさせていただく。ローマの本当に近くにあり、ここで行政職員を対象とすることから、基本的には週に1～2回程度通い、働きながら学ぶのだと思う。その場合、あのような立地は非常にいいと思っていること、また、実務を重視しており、150時間程度の授業を行ううち、50時間程度はそれぞれの行政機関で文書の整理や再分類をやるのだと言っていた。人手不足でどこも悩んでいることから、非常にお互いにとって良い仕組みであり、うまく仕組みをつくったというのが感想である。

もう一点だけ申し上げますと、先ほど大臣から御紹介があった、案内してくれた責任者から、このような学校をつくるということは文書管理が大事であるということをご各あるいは職員に対してわかってもらう非常によいメッセージなのだという説明があった。教会を遠くに見るような非常にいい立地で立派な建物があつてとなると、建物からまさに公文書の重要性が伝わってくるような印象を受けた。イギリスの建物もすばらしかったが、イタリアともども非常にいい経験をさせていただいたこと、今回大臣に1週間お伴させていただき、今後の秋以降の検討に向けても、いいヒント、アイデアをたくさんいただいた有意義な出張だったと思う。

○老川座長 1点だけ私から伺うが、日本の場合は国立と名はついているけれども、独立行政法人であるが、イタリア、ポルトガル、イギリス、それぞれの公文書館の行政組織上の位置づけというのはどのようになっているのか。

○笹川課長 イタリア、ポルトガルは国の機関で、イギリスはエージェンシー、すなわち日本の独法と同じような形だろうと思われる。ちなみに、イギリスは先ほど大臣から御紹介があった、民主主義のアカウンタビリティとして、法務省の所管になっている。他の2つはどちらかという文化省といった役所である。

○加藤委員 大臣の御発言と笹川課長の補足説明、非常におもしろく聞いた。その際、「歴史的なバックグラウンドを生かしながら建物を」というと、日本の場合はお堀の中の宮内公文書館など、あのような場所の隣とかにいただければいいが、それが無理だとすれば、基本的に建物からメッセージ性を伝えるとなると、例えば「このような建物に、国としての歴史文書を受入れていく建物を建てるのだよ」というような、建築家によるコンペというか、建築プランのようなものを広く公募するなどして世の中に知らせつつ、そこで「国の文書とは何だろう」といった、言語化というか、具象化というか、そういうことがわかっていけばおもしろいということを感じた。

○内田委員 先ほど大臣から、イギリスでは歴史や文化性というより透明性を確保する視点が重視されているという御説明があり、なるほどと思ったが、イタリアやポルトガルが、これだけ公文書を重視しているバックボーンになっている理念は何か。例えば日本であれば法律があるが、明文で何か決まっているのか、あるいは肌感覚として当然なのか、その辺の何か情報はあるか。

○笹川課長 詳しいことは今整理中だが、基本的にはそれぞれ法律がある。ただ、国によ

って大枠しか決まってない、紙のことしか念頭に置いていない、あるいはイタリア、フランスもそうであるが、文化財法のような中で規定しているなど、やり方はいろいろあるようで、その辺も追って調べていきたいと思う。

○老川座長 ほかにも非常に興味深い、触発される部分がたくさんあるが、議題がほかにもあるので、後でまたいろいろ質問等いただければと思う。それでは、議題の2の「収集機能、情報発信機能、デジタルアーカイブ等について」、事務局のほうから説明いただく。

○笹川課長 まず、資料2、収集機能について、特に政治家・官僚の私的な記録、日記等についてということであるが、国立公文書館はそもそもアカウントビリティ的なイメージがあるので、収集対象は歴史資料として重要な公文書等の原本が基本である。ただ、真ん中、①②にあるとおり、公文書以外のものであっても国の重要な意思決定にかかわっていることを跡づけるのに必要な情報や、現在のコレクションを補完するもの等については収集しようという方針のもとで収集している。国会図書館のほうは図書館であるので、基本的には出版物、刊行物が対象だが、それに限らず幅広く収集している。まとめとしては、現在我々はどうしても選択的、あるいは受動的に受入れという形にとどまっているが、最近の議論の高まりを受けて、所在情報の把握や、もう少し積極的な収集活動をやっていくことができるだろうということで頑張ろうとしているところ。

2 ページ目、3 ページ目は参考だが、国会の憲政資料室の構成である。持っている文書の3分の2ぐらいが寄贈、寄託だが、残り3分の1は購入、複製、記録である。記録というのはオーラルヒストリーなどの方法によるものであり、積極的に収集されている様子が見て取れる。寄贈、寄託についても、生前あるいは御本人が亡くなってから10年、20年ぐらいまでの間で計半分ほどの寄贈、寄託が行われており、右下にあるが、資料の受入れ先として公文書館をもう少し認知していただく、あるいはそのような資料をお持ちの方々と様々な信頼関係、情報交換を行っていくことが大事かと思う。

3 ページ目、これも国会図書館の話だが、オーラルヒストリーを以前かなり行っていたが、最近は行っていないように見受けられる。今後、物理的にどこかから物を持ってくるということだけではなく、積極的にそのような情報を集めていくということも必要かと思われる。特に公文書管理法施行後、当然我々は文書をきちんと残すことになっているが、それ以前のもものがどれだけ残されていたかということがあり、やはりそのような情報をお持ちの方あるいは経験された方のお話を伺って残していくことが1つ重要なことかと考えている。

4 ページ目の諸外国の状況について、各国それぞれ収集に努めているようである。

資料3、国立公文書館における情報発信。紹介だけに留めるが、ホームページ、ツイッターなどで発信し、雑誌に寄稿などを行っている。また、メトロ掲示板、展示会におけるさまざまな取組を行っている。利用者とのコミュニケーションという点では、展示会の中で講演会を行ったりしている。いずれにしても、今回の出張でイギリス等々も様々な取組を行っていたが、こちらからの一方的な発信、それを強化していくのはもちろんであるが、

それだけではなく、まさに研究者、教育者と一緒になってプログラムを検討していくことや、あるいはこの後出てくるが、利用者との双方向でコミュニケーションをしていくことに取り組んでいきたいと考えている。

後ろのページはアメリカとオーストラリアの例である。例えばオーストラリアでは、従軍記録などをそれぞれの本人あるいは家族などから登録してもらおう。そうすると、あっという間にマッピングができる。イギリスでも概ね同様の説明をしていたが、このような取組で必ずしも出向いて持ってくるということだけではなく、かえって参加意識を確保しながら情報を集めていく手法もあるかと思う。いずれにしても、これらの点については、各委員のアイデア、応援をお願いしたい。

資料4のデジタルアーカイブ化について、まず電子化率の状況、現状である。以前、たしか話があった電子決裁率はどの程度なのかということであるが、これは内閣官房、総務省で行っており、現在、10%程度である。行政文書ファイル、これは1,400万ほどあるが、そのうち、オリジナルが電子となっているものが5%程度である。したがって、通常はパソコンで作成し、プリントして、それを原本として保存しているということである。国立公文書館に移管されてくる文書のうち、電子媒体がオリジナルとして移管されてくるのは0.1%程度である。ただ、この資料だけを見ると誤解を招きかねないので一言だけ申し上げると、電子決裁率は、まさに決裁の数を母体とした割合である。それに対して文書ファイルは文書の集合体であるので、必ずしも分母がまず対応していない。要するに電子決裁は3つ、4つで、1つの行政文書ファイルということもある。

もう一つは、定型的な決裁を電子決裁で行っている傾向もあるので、電子決裁をしたものが必ずしも全部移管対象というわけではないと思われるが、いずれにしても割合が低いことは間違いないので、上げる方向で取り組んでいきたいと思っている。

2ページ目は参考で、先ほどの電子政府の取組はeガバメント閣僚会議、内閣官房で行っている。アーカイブの推進は内閣官房知的財産戦略推進事務局で行っている。ちなみにアーカイブと言ったときに、いわゆる我々の文書的なアーカイブだけではなく、放送や言語、漫画なども含めてここではアーカイブと言っている。

3ページ目、デジタル化の課題。ここでは公文書館が受け入れた紙を電子化していく話であり、頑張っているが、費用等々かかることから、まだ10%まで満たないという状況である。ただ、ここでも1つだけ申し上げると、お金と人がいればよいというわけでも必ずしもなく、セキュリティ等を考えると、外部に委託するのもどうかという問題もあるようで、やはり内部のしっかりした場所で優秀な技術者を呼んできて行うのが一番いいということになると、なかなか今薄暗く狭いスペースで我々は頑張っているが、必ずしも条件が望ましくないとと思われる中で取り組んでいる。

4ページ、5ページは紹介だが、そのようにデジタル化した文書等を国立公文書館デジタルアーカイブで皆さんにご覧いただいている。平成25年度にもこのような文書がデジタル化されている。これはたくさんある文書の中で、皆さんが見たいようなニーズの高そう

なものを精力的に電子化している。

5 ページ、アジア歴史資料センターは御存知のとおり、外務省、防衛省などと合わせて明治から戦争終了までの文書を電子データで提供しているというもの。

6 ページ、長期保存、電子文書の保存についての課題。大きく2つあり、1つは電子文書のソフトが古くなって陳腐化していくと見られなくなるのではないかという話であり、これについては、当方が受入れたときに国際標準のフォーマットに変換して長期保存しようとしている。サーバー面でのセキュリティについては、下のほうの図にあるが、受入れるときにウイルスチェックをし、またバックアップもし、外部からアクセスするといったハッカー的な攻撃ができないような形で取り組んでいる。

最後、7 ページ、諸外国の課題については、どこでも長期保存が課題であり、先ほど大臣からも御紹介いただいた、ポルトガルに行った際に真っ先に口から出てきたのが、「長期保存をどうしているか」という話であった。

○老川座長 収集、情報発信、デジタル化、いずれも重要な問題だと思うが、3つの分野について今までの説明についての発言をお願いしたい。

○斎藤委員 収集関係について、私どもの事例で恐縮だが、文書管理の重要性というものを踏まえて、今までの我々の過去のディジションメイキングの事案というものをいろいろ振り返ってみると、どうやら記録として残すべきものが残されていないということが結構散見されているという事実がある。これも私はこの会議のメンバーとして呼びいただいたからこそ、そのような振り返りができているのであるが、そうすると、先ほど笹川課長から紹介があったオーラルヒストリーの有効性を非常に感じる。私ごとであるが、4年前の社長時代に株式会社化を行ったが、もちろん、ディジションした後の記録はきちんと残っているが、案件の性質上、トップダウンで意思決定したこともあり、そこに至るプロセスについて必ずしも十分に記録が残されていない。その部分については、私自身が取材を受けてオーラルヒストリーとして残すという必要性を非常に感じている。それと似たような事案が幾つかあるということで、今、話があったとおり、オーラルヒストリーという形を積極的に使うことで収集機能を高めるという必要性があると思う。

発信機能のところではホームページについて、私はこの部分について不案内であるが、若い人と話すと、やはりホームページやツイッターについては、興味のある人がアクセスする、そのような位置づけのものであり、公文書館というものについて認知をしていただく意味では広がり限定される。これと比べてフェイスブックのほうが様々な意味で伝播する勢いが大きいという利点があり、フェイスブックを有効に活用することがいいのではないかと、ホームページではどうしても内容が固くなってしまい、どうも馴染みがもう一つ持てないということがあるが、フェイスブックであれば、そのような意味では様々な意味で食いつきもよいようである。つくば分館ではフェイスブックを立ち上げたようなので、東京本館の方でも立ち上げを検討してはどうかと思う。

○老川座長 今の話とも関連する点で、1つ伺いたいですが、資料2の3ページにある受入れ

の経緯の記録というのは結局、それぞれの機関が、オーラルヒストリーを聞きに行つて記録したということなのか。

○笹川課長 基本的には、政治談話録音に書いてあるように、国会図書館の職員が出向いて聞いて集めてきたというようなことである。

○老川座長 それが90年代に入って無くなってしまったというのはどういうことか。

○笹川課長 そこは承知していない。

○老川座長 これは非常に大事なことだと思う。戦前などの政治について、政治家の日記などが非常に重要な資料である。最近では日記を残している方はあまりおらず、電話もとても発達しており、今は携帯電話あるいはメール、そのようなものを保存の対象とあまり意識がないまま来てしまっているのではないかと思う。したがって、情報量が増え、情報の往来が増えれば増えるほど、記録として残らないというケースが非常に増えているのではないかという気もするので、やはり積極的に出向いて資料を集めるということが1つは必要になってくるという感じがする。終戦関連に私は興味があつていろいろ調べているが、終戦史録という、これはものすごく膨大なもので、様々な関係者の証言あるいは関係者が様々なところに、雑誌に書いたり何なりとかなり綿密に調べた資料がある。もともと、外務省が編纂したこの史録は公文書ではないが、これはこれでやはり貴重な資料かと思うが、最近ではあまりそのようなものはない。今度、天皇陛下、昭和天皇のお生まれになったときから他界されるまでの全記録が60巻逐次発表されるということになり、これは非常に大事な資料になると思う。これは宮内庁で所管されるだろうと思うが、やはりそのような記録というものをどう集めていくか、これは非常に大きな問題だろうと思う。

寄贈される件数がまだあまり多くない。恐らく、これは寄贈する側からすると、どこに持っていったらいいのか、自分の家に置いておいて、代が変わりもう要らなくなってしまったので誰に預けようか。あまり思いつくところがないから憲政資料館や国会図書館へ預け、国立公文書館の認知度というのは今まであまり高くないのではないかと。そのようなことからすると、この会議で新しい公文書館の在り方を検討し、これから建物も含めて新しいスタートができれば、またそれがきっかけになり、もう少し認識が深まるかもしれないが、そのような事情も考えると、先ほど斎藤委員がおっしゃったような様々な電子媒体を通じてのPRも必要であるし、認知度を高めていくということも大事なことであるという感じを受ける。

○加藤館長 今の話に関連して、国立公文書館では、佐藤栄作元総理の日記の寄託を受け、全部で40冊を先日の特別展で展示させていただいた。元総理から頂戴した日記を公開することで、総理の日記が公文書館にあるということをご覧いただけたと思う。

ただ、いずれにしても、先ほど笹川課長から話があつたように、寄託したいというのは、御遺族の方がどこに持っていったらいいかわからないということもあるが、やはり公文書館の職員との長い人間関係や信頼関係の構築が一番基本になっているようで、それはこれから我々が努力してつくっていかなければならないと思う。



○井上委員 収集については、国立公文書館自身が積極的に私的な記録文書等も含めて収集することもあり得ると思うが、国民目線でみればどこかにそのような資料があり、そこにアクセスできるという手段が確保されていればよい。国立国会図書館その他の公的機関、さらには民間であってもかまわない。デジタルアーカイブ化とも関係するが、所在情報とアクセス手段の確保こそが重要だと思う。そのような枠組みの中で、国立公文書館がどのような役割を果たすべきかを考えていくべきである。

あわせて情報発信機能についても申し上げると、従来のやり方では情報を発信する相手方、ターゲットと、目的がはっきりしていない。ターゲットを明確にして、目的もはっきりさせることで、きめ細かな情報発信あるいは広報が必要であると思う。例えば小中学校、高校生などを対象にしたものであれば、おのずと広報・情報発信の内容も決まってくるし、一般市民の方向けの教養を高めるといった目的であればそのような観点からの情報発信になるであろう。研究者あるいは研究者の卵である大学生などに向けた情報発信であれば、大学の図書館にアプローチすることも考えられる。公文書管理に当たっている公務員に対してということであれば、またそれに応じた情報発信の在り方があると思う。そのように目的、ターゲットに合わせた情報発信をしていただきたいと思う。

○松岡委員 今、情報発信について井上委員から話があったが、例えばここに先ほど出てきたアジア歴史資料センターは、今、二千数百万のデータを画像化して、世界に発信している。アジアだけではなく、ヨーロッパも含めて、このデジタルアーカイブが非常に重要な存在になり、例えばシステムがダウンしてしばらくアクセスできないと世界中から問い合わせが入るほどの、これはいわゆる専門家向けかもしれないが、価値を持っており、やはりどこに焦点を絞るかということは非常に大事なことだと思う。

そのような意味で、先ほどイギリスの例があったが、なかなか日本の場合は個人情報の問題もあり簡単にはいかないと思うが、やはりそのような目的を明確化する必要があり、非常に大事だと思う。

特に、今、博物館なども、このような資料をもとにして、資料は非常に共有財産であるとの意識が次第に芽生えてきているので、まさに公文書管理法の1条には、国民の知的資源であるとされており、そのことをより明確にすることをぜひ望みたい。

○神門委員 私もオーラルヒストリーが非常に重要という話に賛同である。展示を拝見したときにも、やはり公文書だけではなく、その背後にあるストーリーがあると非常に意味があるということ。公文書というのは決定が終わった後、あるいはそれに至る最終的な文書だけで、それがどのような経緯で、どのような思いで出されたのかということ記録に残していくことが教育の上でも、展示をする上でも、あるいは研究の上でも、行政のアカウントビリティという意味でも非常に重要ではないかと思う。

また、井上委員から、収集についてはどこにあっても所蔵が確認でき、アクセスできることを保証することが重要という意見があったが、これもまさにそのとおりだと思う。例えば海外などの事例では、よくMLA連携などと言われるが、そのような美術館、博物館ある

いは図書館などとの所蔵情報の連携のようなことはどのような状況になっているのか。

○幸田官房長 今回、大臣が行かれたイギリスなどがまさにその1つの例だと思うが、イギリスの場合も過去の様々な首相の資料等は、必ずしも国が全部持っているわけではなく、イギリスの場合は特に大学が、オックスフォード大学が持っていたり、また、ケンブリッジ大学はかなり膨大なサッチャー文書コレクションなどをつくっている。その意味で様々なところに資料が分散しているが、イギリスの場合は、そのような公文書あるいは公文書に関連する資料の所在情報データベースを公文書館が構築している。これは実は様々な経緯があったようだが、民間も含めた博物館などそのようなところが所蔵している情報を公文書館に情報として提供しなければならないという仕組みがもとからあり、それが今データベースになっている。したがって、そこでそのデータベースにアクセスして、例えば「サッチャー」などと検索すると、どのような文書がどこにあるかということが一目瞭然で出てくるようなデータベースがイギリスでは構築されていると承知している。

○神門委員 そうすると、最後には法的な裏づけ、法整備みたいなことも重要になってくるということか。

○幸田官房長 例えば国立公文書館においても、アジア歴史資料センターをつくるときに、アジアの歴史に関する資料の所在状況の調査を行い、それを踏まえてつくっている。そのような調査をかけるだけでもかなりのものがどこにあるのかということがわかるので、必ずしも法的な措置だけでなければできないということではなく、恐らく協力をいただけると思うので、それをどう調べて情報を集めるかということが大事かと思う。

○神門委員 所在を確認するというのも大事だが、どこかがやってくれるだろうということで穴が開いてしまうことも心配であるので、公文書館のほうでも、ぜひこの方の記録はとっておきたいということがあれば、受け身ではなく、積極的に収集をするということであるとさらにいいなと思っています。

○松岡委員 今、収集の問題で指摘があったが、日本は過去から見ても、いわゆる悉皆調査というのがあまりされておらず、つまり、全体にどこにどういうものがあるということは、この文書だけではなく、文化財も含めて実に不十分な体制である。したがって、例えば博物館などでも自分の館で持っている所蔵品を全部把握している館というのは半分もない。ということは、逆に言うと目録が全部そろっていないという、現状である。つまり、自分が何を持っているかということ意識させるところからまず始めなければいけない。先ほどイギリスのことを幸田官房長がおっしゃったが、イギリスではいわゆるアーカイブスの登録簿というものができており、主要な500館ぐらいのデータを全部公文書館が集めて毎年更新し、海外も300巻ぐらいのデータを連携して集めているという、その辺が根本的に違う。したがって、総体として調べるということはかなり覚悟の要る話ではないかと思う。

○井上委員 所在情報、アクセスに関する横断検索については、知財戦略本部で、昨年度アーカイブに関するタスクフォースというものが設置され、アーカイブ関連のさまざまな課題について検討がなされた。先ほどの資料4で紹介いただいていたが、アーカイブはさ

さまざまな政策領域に関係がある。文化政策、コンテンツ戦略、IT戦略、公文書管理政策も含まれているし、電子図書館政策、そのような様々な政策と関連する領域だということが同タスクフォースでの報告書の冒頭に書かれている。このタスクフォースでは、コンテンツ、知財に関連した分野に焦点を当てて検討が行われたが、公文書管理の抱えている課題と共通する問題が様々指摘されている。山本大臣は、IT戦略本部、知財戦略本部、その他のアーカイブに関連する機関と連携しながら政策を進めていくべきだということをおっしゃっているが、アーカイブを巡る公文書管理以外の領域での議論も参照しながら検討を進めていただきたいと思う。

○老川座長 資料の収集あるいは保存、展示、両方にかかわる問題で、先ほどの大臣の話の中で非常に興味があったのは、ポルトガルの場合、いわゆる社会生活あるいはその国の歴史を重点に展示しているという話。他方で、イギリスの場合は政治の透明性ということを重視している。これはどちらも大事だと私は思う。透明性については先ほどの話にもあったが、政策決定なら政策決定の結果だけでなく、なぜそのような決定に至ったのかというプロセスをきちんと後で検証できるようにしておくということが非常に大事なことである。同時に、そのような難しい話だけではなく、今の公文書館でもときどき展示されているが、江戸幕府の中における様々な将軍の夜の寝る場所の配置や、そばで誰が見ているのかなど、これらは誠に興味深く、知っておいて非常に大事なことだと思う。あの当時の世界はあのようであったのだということで非常に興味をそそられるし、一般の人も興味を持つのではないかと思う。

そのような意味で、社会性というか、歴史的な文書の収集ということも本当に大事であり、これからの新しい公文書館の資料収集の目的を、どちらか片方というのではなく、うまく整理しながら、両方を生かしていくようなことが大事ではないかという印象を私なりに感じたところである。

それでは、まだほかにも意見があると思うが、次の議題3の中間提言の骨子案について、事務局のほうから説明いただく。

○笹川課長 最近の動きと合わせて御説明させていただくが、最初、参考資料の2と3をご覧いただきたい。参考資料2までは前回の調査検討会議で御紹介させていただいたが、議連の要請を踏まえて国会とやりとりを行っていた。稲田大臣から衆参議運委員長に対し、国会からの文書の移管について検討をよろしく願いますということ。ついては、この調査検討会議に衆参からどなたか入っていただき一緒に検討することを御提案したところである。これに対して参考資料3、逢沢衆議院議運委員長から、稲田大臣に対して返事をいただき、まず大臣からの要請については議連の中できちんとシェアして今後議論していく必要があるということは確認した。もっとも、この検討は政府の調査検討会議に衆議院、参議院から入るという形ではなく、三権で集まり、対等な形で一緒に検討していくのがいいのではないかという返事であった。ついてはそのような協議の場でどのようなことをどのような方向で考えていけばいいのか、この調査検討会議から具体的に提案いただけない

かという返事を大臣にいただいたということである。

この流れを受け、中間提言をするのであればということでした。これを御議論いただいて提言につなげていただければと思う。

趣旨は今申し上げたような流れの中、あるいはそもそもこの調査検討会議を立ち上げたときの経緯である。議論していただくポイント、2ポツであるが、まず対象とすべき国、公の範囲の在り方ということで、加藤委員などからもお話があったが、国民から見た「公」ということであれば、必ずしも行政の文書だけ集めるということではなく、やはり国会あるいは既に始まっている裁判所を含めて重要な文書は集めるべきではないか、実際に最高裁などから来ていることから、そのような考え方はあると考える。公文書管理法上の規定に基づいて裁判所から来ていることから、議会の文書についても同様の枠組みを前提として移管、あるいは所有権を移すことが問題あるということであれば、寄託という形もあるのではないかと1つの考え方である。

それを受け、実際どのような文書を国立公文書館に移管するのがいいのか。これはこれで国会のほうの様々な事情、判断もあると思うが、1つの参考としては、行政の文書は原則最長30年であり、民事判決原本などは50年の保存期間が切れたら移すという形になっている。司法行政文書は一応延長がなければ30年である。そのように行政あるいは裁判所の例なども参考にしながら考えると、どのような文書を移すことが国民にとってよいのか、あるいは現実的なのか、そのあたりが1つ議論いただく課題かと考える。

公文書館の機能の在り方について、そのような形で現在の裁判所に加えて国会からも仮に文書を一定程度いただけるのであれば、どのような機能を強化していく必要があるか。もちろん、保存機能をきちんと行っていくが、それ以外にもこの場でいろいろ議論いただいている、展示、利用、学習あるいは発信、そのような機能を強化していく必要があるかもしれない。そのあたりについても、この会議の委員、さらには三権で議論いただければと思う。以上を踏まえ、どのような場の在り方が適切なのかということである。

それ以外にも調査検討会議として今後、秋以降の調査検討を深めていくこととしているので、どのようなことをやるか、個別の機能についてどのようなものが望ましいのか、そのようなことも年度内に報告書をまとめることを視野に入れて議論いただければと思う。

○老川座長 ただいまの報告について、意見があればお願いしたい。

○加藤委員 参考資料3などを見ても、この中間提言の中に入れる、特に国というところでどのように立法府の文書を受入れさせていただくかが難しいことはよくわかる。参考資料3で、やはり我々のこの調査検討会議に両議院から参加するのではなく、「三権の集まる場を設けて方向性を協議する」というかたちで衆議院議院運営委員長から回答をいただいていること一つをとっても、この問題のデリケートさがわかる。ただ、基本はこの問題がなぜ出てきたかという、この国会周辺に何か建物を、きちんと大きなものを建てたいといったときに、やはり衆参両院からの積極的な賛同なりが必要である。アメリカなどでも、モールという一体の形で建物がある。そうしたことから、衆参両院に呼びかけを行っ

たところ、ではその衆参両院の文書をどうするのかという、問いかけが戻ってきたことでの経緯だと思う。したがって、前からも申し上げているように、国民にとって見たときの国は、立法府も行政府も当然含まれたものとして認識されているはずである。大体ニュースにおいても、国会議事堂や官邸が映るが霞が関は映らない。したがって、国民から見たとき、立法、行政、司法の三権の間の対等性に配慮するよりは、とにかく、国としてのまとまりを保って、どうかきちんと話し合っしてほしいと思うだろうということが1点。あと、この会議で何度も議論があったように、地方の首長なりが全くアーキビストなり、地方の公文書館などの職員の問題で無関心であるのは、地方に対する影響力はもちろん行政のほうからの予算措置はあるが、国会の中でどこの県から出てきた何先生という、そのレベルでの関係だと思う。したがって、地方という点と、国民から見たときの国家というものは、やはりどうしても立法が欠かせないということでぜひ話し合いを進めていただきたいということが1点。

例えば衆議院事務局や議院法制局の組織図などをインターネット等で調べたレベルでも、事務総長のもとに調査局長がいて、その衆議院の事務総長のもとの調査局には、国民と密接な請願の審査に関する書類が集まっていることや、衆議院法制局には議員立法などを補佐する際の書類があるであろうということが少なくともわかる。この書類は国民というのが国家の成り立ち、もしくは国民の一体感といったものを考えていくときに実はすごく重要だと思う。戦前の憲法からあったが、請願は天皇に対してもできる、衆議院、貴族院にもできる、そして行政にもできるということであった。だから、請願は意外なことに結構国民と様々な部分をつなぐとても重要な要素であった。そのようなものに関して少なくとも移管等できないかという話を三権が同等に話せるような場で、具体的に提案していく。あとは公文書管理法の審議のときにもあったが、1945年までの資料に関してはどうか、貴族院時代はどうかという形での提言をしながら積極的に協議していただきたい。したがって、国民からすると、国会は最近乱闘はないが、乱闘する場ではなく、国民のためにいろいろ大事なことを行ってくれる場であるという、見学の小中学生だけが建物を見るのではなく、この文書、歴史がここに始まったというものを公文書館まで来て、そこで議会の資料を見ることができることはとても大きいと思うので、どうかうまく彼らを乗せる形での中間提言をつくっていただきたいと思う。

○菊池オブザーバー 今、加藤委員がおっしゃったとおりで、国会だけが別枠というような感じは極力避けたほうがいいということが1つ基本線として私も思っている。実際、国会の協力を得るために、またここで新たに三権の文書、公文書をどうするかというような、別枠でもって新たな機関をつくり出すと、今、既に最高裁との間では、内閣総理大臣と最高裁長官との間でも協議が整って、それに基づいて司法行政文書なども順次移管されることになってきているから、三権の協議ということで、それがまた元に戻ってしまってもつまらないという感じがする。やはり問題は国会との関係、国会文書をどうするかというところにある程度限定した形での協議が必要であろうと思う。その場合に、議運委員長など

からも、この調査検討会議で重要な協議すべき論点や方向性などについて提示しろと言われてるのはまさにそのようなことであろうと考える。今、加藤委員からお話があったように、国民からの請願がどのような形で国会で処理されてきているのかといった請願の書類などについての文書がある。また、衆参の法制局にある議員立法、議員修正の関係の文書というもの、このようなものもどうなっているのかということは、法律の原議そのものや、最後に上奏裁可を仰ぐときの文書は内閣にあるが、途中の経過がすっぱり抜けるというようなことはどうしても国法としての成立過程が明らかにならない。そのようなものがあると思うので、こういったものが必要、国会の文書の中で公文書館として、あるいは行政府として関心を持っている文書であるということ为例示していくことが必要だと思う。

その反面、国会の中における議員の発言や活動については、そもそも不逮捕特権など議会における議員活動についての責任追及は限定があることから、そのような意味でいうと、やはり移管されてきた文書の中でどのような取り扱いをするのか。例えば開示して情報提供する際に利用制限をかける場合には、このような形で通常の場合とは違う制約をかける必要があるかもしれないし、国会もそのようなことを要望するかもしれない。その辺について具体的に話し合うような場ということで、国会文書の移管について具体的に話し合っていくための協議というようなものをぜひ進めるべきではないか。

もともと国会文書を公文書館に移管することに対しては反対であるというような点から始まる協議というのは、公文書管理法あるいは国立公文書館法などに照らしても、そこまで議論は戻るべきではないという感じがする。

○老川座長 大臣が積極的に行動していただき、議運からこのような回答をいただいたことで、可能性としては様々なことが考えられるが、せつかく今まである程度まで進んでいた話が一からやり直しということになる可能性や、国会の場合は会期があることから、いつどうなるかわからない可能性ももちろんある。他方で、このような形で国会が公文書の管理について一緒に協議しようと、土俵に入ってくること自体は決してマイナスになる話ではなく、何を国会から移すかどうかを最終的に決めなければ結論が出ないとなると大変厄介だが、そうではなく仮に何を移すか、移さないか、様々な要望も承知していただく必要がある。その扱いをどうするかについては、今でも協議の上、出せるものは出すという形に仕組みとしてはなっているが、具体的な条件で出す出さないということは、順次進めていけばいい話で、施設をつくる、つくらないこととの切り離しで進めていただくことも可能であろう。

いわゆる超党派の議員連盟もできて先生方に活動していただいているわけであるから、そこら辺の話がうまく進めば、結果的にいい方向に行くということも十分期待できるのではないかと考え、中間提言として協議の方向性や論点を示してもらいたいということであれば、我々としてはこのようなことが望ましい、できることならこのようなことも考えてもらいたい、といった意見を出すことは大事なことはないかという印象を私は持っている。

他の委員の方も意見があれば、遠慮なくおっしゃっていただきたい。

○斎藤委員 いろいろと前からここで議論されているとおり、国民の視点から見れば三権の歴史的な資料を1か所に集めるということはそのとおりだと思う。1点、行政文書の中でも宮内庁関係や外交関係が分散管理されている。この点についても改めて検討されてはいかかと思う。それが議会側の理解をさらに高めることにもなるのではないか。この場で分散管理の経緯について説明いただき、その難しさもよくわかるが、例えば新公文書館の展示機能として一部の寄託を受けることができないか。あるいは共同で常設展示ができないか、そのようなことも検討いただくことが議会側の理解を得る一助になるのではないかと思う。

前回の議論の中でアーキビストの数というか、出口の問題が非常に制約されているので、国家資格的なものもなかなか考えにくいという議論があり、菊池オブザーバーから、民間企業においてもかなりコンプライアンス上の問題や海外における訴訟に対応するために、そのようなニーズがかなり高まっていくのではないかという説明があったと思う。私どもの会社で考えると確かにそのとおりだと思う。これまでパーツパーツでは、担当者の問題意識の高さにより様々なものが残されているが、それは企業全体が文書管理の重要性というものを踏まえて、ポリシーとして全部門に過不足なくそのようなことが徹底されているかということ、そうではない。これも私どもの事例で恐縮であるが、先月、アメリカのある生命保険会社を100%買収することになった。M&Aでは一般的にディスカバリーという証拠開示の手続がある。アメリカの訴訟においては、両方の当事者がお互いに持っているものは全てテーブルの上に出してフェアに戦いましょうということが、この開示手続きの考え方のベースにあるとされている。もちろんアメリカにおけるM&Aでディスカバリーがベースにあることは十分承知をして臨んだため、問題はなかったが、日本の企業でM&Aをアメリカでやっている企業は随分ふえていることから、そのような企業においては文書管理の重要性というものをポリシーとして持たなければいけないという問題意識がかなり高まっていると思う。

ごく最近、日本のある製薬メーカーがディスカバリーの関係で証拠を十分に保全しなかったことを問われ、陪審の段階ではあるが、数千億円の賠償評決が下ってしまった。これは大きく報道もされたので、多くの企業が、そのような面で文書管理の重要性について、かなり問題意識が高まったことは事実だと思う。現在の調査検討会議での発信で、あわせてそのような意識を高めることについて貢献ができるのではないかと期待している。

○井上委員 中間提言の内容について、もともと施設をどこかにつくってほしいという要請があつて検討が始まったと承知しているが、これまでの検討では幅広い論点について検討してきた。しかし、中間提言案では、2ページ目の基本的な機能の在り方の1ポツのところでは展示、利用、学習機能が基本ということをざっくり言っているが、その次の2ポツを見ると建物をつくらなければという話になっており、建物の話に重点が置かれている。

もちろん、「中間」提言であるから、今回は国会から文書の移管を受けることをどうす

べきか、施設の在り方をどう考えるべきかがポイントに絞って中間提言にするということであればそれでもいいが、その基本的な機能の在り方と書いておいて物理的な現物にばかり重点を置いた印象になっている。背景を知らない人から見ると誤解を招くようなメッセージを発することになりそうな気がする。

○永野委員 私も井上委員と全く同じ考え方だが、建物にしても、物を入れる場所がないから建物というデザインではなく、例えばデジタルな状態をつくっていくにも実は必要である。物を外に持ち出すことはできないので、なかにそのようなことをきちんと行って、そこで短期間にアーカイブ化していく方法もあるので、決してたくさんものを持ってこないといけないから建物を入れると、それを持ってくるためには三権どのようにとすることは理屈的におかしく、元から崩れしてしまいそうな気がする。先ほどから各委員がおっしゃっているように、国民全体から見て情報がきちんと管理されていることは重要であり、そのために国が中心となって何か整備していかなければいけない。それに今何が足りないか、人という話もあったし、施設という話もあるが、そのようなものを全部入れて中間的な提言を出したほうが説得力はあるのではないか。

○神門委員 私も井上委員、永野委員の意見に大変賛同する。全体的な枠組みを示した中で、順々にあれもこれも必要という大枠を示していくことは大変重要なアプローチだと思う。その上で、デジタル、所在情報の確認、あるいはアクセスができることも大事だが、やはり「場」ということも非常に重要だと思う。今はインターネットの時代で、本などをオンラインで購入するかもしれないが、その一方で大きな書店がどんどんできているということは、そこに人が集まる、そこで人と人とのあるいはそこにある資料や物との相互関係でいろんなものが生まれてくる「場」ということが非常に重要だと思う。今回の視察報告を伺っても、どこも大変アクセスのいい場所により建物があり、講演などができる場所があり、教育機能があり、そのような人が集まって、そこにある資料との関係もありながら、何か理解を深めたり、国民の中に染み込んでいくような、ここから何か生まれるような「場」を持つことは非常に重要だと思う。図書館なども1990年代の初めぐらいには、今後デジタル化したら図書館という建物はなくなってしまうのではないかと非常に危機感を持った議論が盛んにあったが、やはり「場」ということが大事であり、デジタル化が進むからこそ、よけいに「場」、そこに集まる人と人との相互作用、そこにある情報との相互作用で何か生まれるということをぜひ中間提言の中に入れていただければと思う。

○稲田大臣 大変貴重な御意見をたくさんいただき、感謝申し上げます。私もアメリカ、パリ、今回ローマ、ポルトガル、イギリスと視察をして、現地に行ってみると、私は日本の国立公文書館、新しいものにきちんと建てかえるべきだという思いを強くする。なぜなら、どこの国も公文書館、公文書がいかに大切かという思いが伝わってくる。イタリアも秋の視察に入れていただいたが、本当に一生懸命説明していただき、建物もすばらしく、新しいほうの公文書館は本当に大きな通りで、真正面には教会があり一番いいところに公文書館を置いている。そのような公文書館の意義を施設というか建物で表現する、また日本を



発信していくということはすごく重要だというのが1点と、今議会の文書をこちらにという話と施設の話は全く別の話ではある。

今回視察したところ、いずれも議会の文書は移していないが、私たちとしては議会の文書も、先ほど加藤委員などからおっしゃっていただいたように、民主主義の基礎となる政策の透明性や、あと1945年以前のものについてはぜひと、国民から見た国とは何ぞやということからすると移してほしいということを行うのであれば、なぜ移してほしいかということはきちんと書くべきだと思う。

先ほど座長から発言いただいたように、ローマやポルトガルは文化財の側面、イギリスは透明性の側面というのを重視しているが、私たちは両方だと思う。また、日本では公文書管理法というきちんと制定された法律があるが、イタリアは多分法律ではなくて政令、省令のような形でやっていると思う。また、イギリスは、1950年代の法律に基づいた大きな基本法のようなものはあるが、きちんとしたものはなく、法務大臣の所轄にあるということで、日本のほうがそういう考え方自体は進んでいるのではないか。イタリアやポルトガルでは、議会や外務省、防衛の関係の書類は移管されていないし、管理もできていないということについては、日本では大きな問題になると思ったため、何かそれで議論がないかと伺ったところ、議論になっていない。

ただ、監視委員会のようなものがあって、公文書館から中に入っているということで調整は図られているのかなということは思ったが、やはりそういった点の本質的な役割から、私たちとしては具体的な提言として議会のこういった文書を移してほしいということを入れて、そこも踏まえた上で施設の在り方ということについての公文書の重要性を発信する、また公文書の中のストーリーの中に位置づけるということを先ほど申し上げたが、公文書を通じてのストーリーを日本から海外に発信をしていくということも重要である。そういった点からの幾つかの中間提言で提示を投げて議論にしていくということが必要だと思う。

○内田委員 この中間報告について委員としては、これまで様々な本質的な議論がされてきたと思うが、そこがこの中間報告では一切見えていない。さあ、我々が言ったことはどうなるのかという不安があった。

したがって、このような短い文章でまとめるのであれば、議論をしてきた大変重要な論点だけはきちんと挙げるべきではないか。デジタルアーカイブや研修・人材育成、修復などまだ議論を深めなければいけないことは確かであるが、ひっくるめて「その他」と言われてしまうと、これはどこに行くのかと心配になってしまう。

したがって、繰り返しになるが、2ポツのところ、これまで重要な議論をしたところはきちんと書いていただいたらどうかと思う。恐らくこの文書のみそは3ポツのところであり、三権の協議によって枠組みの方向性がまとめればその先にいける、この文書は多分議運との関係で相当意味のある文書のように思われることから、そこはしっかり書けばよいと思う。

○老川座長 この中間提言をどういう性格のものにするか、そこでどういうことを言って

いくかということであるが、要するに今までの既にある法律を前提に、国会の用地を提供していただいて新しいものをつくっていこうというところに主眼があると考えれば、つくる以上は行政文書だけでなく国会が持っているいろいろな資料も出せるものは出していただきたいということだろうと思う。「あれは出せる、これは出せない」と、この三権の協議の場で議論して、その結論が出ないうちは建設もできないということになってしまっただけは困るので、そうならないような提言の仕方をしていいのではないかなと思う。今、内田委員がおっしゃったように、要するにこれからの論点とか協議の方向について意見を出してくれということであるから、我々は政府の内閣府の検討会というところでこれまでこういう議論をしてきて、こういうことが必要だという見解を出せばよいと思う。

その内容というのは、1つは行政文書だけでなく、国会の持っている重要な文書についても展示してもらい、あるいは別な方向でもいいと思うが、展示も含めて利用の可能性を高めることは必要だろうということ。また、その他と書いてあるアーキビストなどの人材の育成なども大事である。これから国会がなぜ大事かといえば、いろんなことをやるのに予算措置が当然絡んでくるわけで、国会の理解がない限りは全然幾ら立派な提言をしたところでどうにもならないわけなので、そういう意味で国会の協力というものはどうしても必要だろうと思う。

したがって、これから必要なのは施設の問題、展示の方法、その他あるが、同時に人材の育成を始めとしてこういうことがこれからは必要になってくるということについて三権の理解を共有していただいて進めていく必要があるというようなことを我々の見解として出したらいいいのではないかなと思う。

この三権の協議の場というところを国会が何も出さずとか出さないとかを協議してもらうのではなく、それは決まった後でまた具体的にやっていただければいいので、まずはこういう新しいものをつくるために、どういう考え方でつくるのだと。どういう考え方、具体的にはどういう課題があるということを経つか挙げて、例えば順番は別にして、この趣旨の最初のポツ、三権が集まって協議が行われることが望ましいというのが我々の結論ではなくて、基本的な在り方について三権の協議を通じて理解を共有していただいて進めることが望ましいというふうに我々は提言すれば、その趣旨に沿って御協議いただけるようになるのではないかと私は思う。また、事務局のほうで、本日の各委員の御議論を踏まえて1回練っていただき、また提示していただきたいと思う。

○幸田官房長 貴重な御意見、感謝申し上げます。本日の御議論を踏まえて修正させていただき、これから夏休み期間に入るので、メール上でやりとりをさせていただきたいと思う。できれば8月中にも提言をまとめてまいりたいと考えており、よろしく願い申し上げます。

○老川座長 議題の4について事務局から説明をお願いします。

○笹川課長 資料6の今後の調査の進め方についてであるが、前回の調査会でも秋以降の調査、外国調査、国内調査、ニーズ調査の進め方についてお諮りさせていただいた。その中で、特に外国調査について、対象となる候補国やその理由について御指摘をいただいた

ので、整理し直した。

アメリカはデジタル技術を用いた展示、イギリスは今回行ってきたように教育機能、主にこういう点に着目して、調査していきたいというものを記述した。その中で新しいのは、オーストラリアについて、複数の委員から御推薦いただき、展示・教育は非常によいということ、またデジタルも非常によいということでしたので、追加させていただいた。他方、予算等の理由もあり、ドイツを今回見送り、全体として入れかえてこういう形でお諮りした次第である。

○老川座長 それでは、今の件は承ったということで、全体を通じて特段御意見あればお願いしたい。

○井上委員 先ほどの中間提言について、どこかのタイミングで、パブリック・コメントや、国民の声を聞くということは考えられているのか。公文書館はなぜ施設をつくるのか、なぜ機能を拡充していくかというのは国民のためであるので、ぜひうまく国民の声を吸い上げるというようなプロセスを組み込んでいただきたいと思う。

○老川座長 大変重要な指摘だと思うが、ただ、中間提言ということと最終報告というのはまた別の段階があると思うし、当面今求められているのは、委員のほうから論点、何を協議したらいいのだということと、どうやって進めていくのだという方向性であると思うので、それに沿った形で中間提言をした上で、今御提案いただいたことは当然並行して進めるということも考えられるので、併せて事務局で御検討いただきたい。

それでは、定刻も過ぎたので、本日の会議はここまでとしたいと思う。本日の議論につき感謝申し上げる。

○笹川課長 また議事録については、皆様に回させていただくので、確認をよろしくお願いしたい。